

# 会 則

日本旅館国際女将会

Leading Ryokan Worldwide  
Okami Association of Japanese Ryokan

# 日本旅館国際女将会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「日本旅館国際女将会、英文名：Okami Association of Japanese Ryokan = OAJR」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都台東区池之端 2-7-17 株式会社観光経済新聞社内に置く。

2 本会は理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことが出来る。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 本会は、日本旅館の文化を海外に広く紹介し、訪日外国人旅行者の拡大促進に努めると共に、会員相互の親睦と情報交換をとおして、日本旅館における女性経営者(女将)の向上と旅館業の国際化を図り、本会及び旅館業の健全な発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 活動

(活動内容)

第4条 本会は、前第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会員の資質向上及び研鑽の為の研修
- (2) 日本旅館の海外紹介
- (3) 外国人の訪日と日本旅館への滞在促進
- (4) 日本文化の普及及び異文化交流促進
- (5) 会員相互の親睦と情報発信
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

## 第3章 会員

(本会の構成員)

第5条 この会には次の会員をおく。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) 企業賛助会員

(会員の資格取得)

第 6 条 正会員は、日本国内において旅館業を営む女性経営者、女将及びそれに準ずるものとし、別に定めるところにより申し込みをし、会長の承認を得て、理事会での承認を受けなければならない。

2 賛助会員は、本会の目的に賛同、その事業を賛助する者であって、会長の承認を得て、理事会で承認を受けなければならない。

3 企業賛助会員、本会の目的に賛同し、その事業を賛助する者であって、理事会において承認を受けなければならない。

(会費等)

第 7 条 この法人の事業活動に経営的に生じる費用にあてるため、正会員、賛助会員及び企業賛助会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 前項により正会員、賛助会員及び企業賛助会員が支払った金額は、返還しないものとする。

(任意退会)

第 8 条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することが出来る。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき

(2) この会の会則その他の諸規則を守らず、又は総会の決議を無視する行為があったとき

(3) 第 7 条の支払い義務を履行しなかったとき

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第 10 条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 除名されたとき

(2) 退会したとき

(3) 死亡したとき

(4) 第 7 条の支払い義務を半年以上履行しなかったとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員の資格を失った者は、本会に対する会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。但し未履行の義務及び債務はこれを免れることができない。

2 会員の資格を失ったものは、すでに納付した入会金、会費、特別会費及びその他本会の資産に対してなんらの請求をすることが出来ない。

## 第4章 役員等

### (役員構成)

第12条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以上4名以内
- (3) 理事 5名以上10名以内(会長、副会長を含む)
- (4) 監事 2名

### (役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

### (理事の職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、この会則で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長はこの会則で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

### (監事の職務)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事等に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

### (役員任期)

第16条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し、再選はさまたげない。

### (名誉会長、顧問、アドバイザー)

第17条 この法人に名誉会長、顧問、アドバイザーを若干名置くことができる。

- 2 名誉会長は本会の会長を永年勤め、本会の発展、公益事業の貢献に特に顕著であった者を総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は理事会等会議に出席して、意見を述べることができる。但し議決権は行使できない。
- 4 顧問は本会の役員を永年務め本会に功労ある者及び学識経験者の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 5 顧問及びアドバイザーは会長の諮問に応じ、会長の要請により理事会等会議に出席して意見を述べることができる。
- 6 名誉会長、顧問及びアドバイザーは無報酬とする。

## 第5章 総会

### (構成)

第18条 総会は全ての正会員をもって構成する。

### (権限)

第19条 総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 定款の変更
- (4) 決算報告、事業報告の承認
- (5) 当該事業年度の事業計画及び収支予算の承認
- (6) 入会金及び年会費の変更
- (7) その他総会で決議するものとしてこの定款で定められた事項

### (開催)

第20条 総会は定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

### (招集)

第21条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会の招集は、会議の目的である事項及びその内容、日時及び場所を示して開催の2週間前までに、その通知を発しなければならない。

### (議長)

第22条 総会の議長は会長がこれに当たる。

### (議決権)

第23条 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

### (決議)

第24条 総会の決議は正会員総数の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 総会に出席できない表決権者は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により表決し、又は、他の出席議決権者に議決権の行使を委任することができる。この場合には、その者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条 決議事項は、事務局が議事録を作成し議長が記名押印し保存する。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 26 条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 総会に提出する議案の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 29 条 理事会の議長は会長とする。ただし会長が欠けたとき又は事故あるときは、副会長を議長とする。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会に出席できない表決権者は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により表決し、又は、他の出席議決権者に議決権の行使を委任することができる。この場合には、その者は、出席したものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、理事が提案をした理事会の決議事項について、理事の全員が同意をしているときは、理事会の決議があったものとみなすことができる。

(議事録)

第 31 条 決議事項は、事務局が議事録を作成し議長が記名押印し保存する。

## 第 7 章 会長、副会長会議

第 32 条 本会に会長、副会長会議を置く。

2 会長、副会長会議は、会長、副会長及び事務局長他関係者をもって構成する。

- 3 会長、副会長会議は、会長が招集し、本会の基本方針について協議し、決議事項を理事会に上程する。

## 第8章 事務局

第33条 本会に、事務局を置く。

- 2 事務局に関する規定は、理事会の決議を得て、会長が定める。
- 3 事務局長など重要な使用人は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第34条 常に次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿
- (4) 本会の会員名簿
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

## 第9章 資産及び会計

第35条 この会の事業年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わるものとする。

(資産の構成)

第36条 この会の資産は、会費、入会金、賛助会費、協年会費、その他の収入をもって構成する。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けた書類を、総会に上程し承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間備置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受け、定時総会で承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 決算報告
- (3) その他、重要な書類及び帳簿

- 2 第1項の書類のほか、監査報告を備え置きするとともに、会則、会員名簿を会員の閲

覧に供するものとする。

## 第10章 解散

(解散)

第39条 この会は、総会の決議を得て、解散する。

(清算人)

第40条 この会の解散に伴う清算人は総会において理事の中から選任するものとする。特に必要があると、総会において認めた時は理事以外の者から選任することができる。

(残余財産の処分)

第41条 この会が清算をする場合、所有する残余財産は、総会の決議を経て、剰余金の分配を行うことができる。

## 第11章 付則

- 1 この会則に定めるもののほか必要な事項は別に定める。
- 2 本会則は2002年5月1日をもって施行する。
- 3 本会則の変更は2024年12月4日から施行する。